

建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP) 運用開始のお知らせ

令和5年1月10日から、
建設業許可・経営事項審査電子申請システムの運用を開始します。
引き続き、紙による申請・届出も行うことができます。

建設業の働き方改革推進の一環として、事務負担を軽減し、生産性向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえ、非対面での申請手続を行うことができる環境を整備するため、建設業許可及び経営事項審査の電子申請の受付を開始します。

建設業許可・経営事項審査電子申請システムURL
<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001>

申請を行うためには申請者のgBizIDが必要です。
代理申請の場合は、代理申請者のgBizIDも必要となります。
gBizIDの詳細はGビズホームページ(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)で確認してください。

電子申請概要

建設業許可

電子申請運用開始日 令和5年1月10日(火)午前9時00分～(予定)
*同日から、順次、申請受付、審査を開始いたします。

経営事項審査

電子申請審査開始日 令和5年1月25日(審査会場:熱海土木事務所)
(申請は令和5年1月10日(火)から可能ですが、審査は上記審査開始日から行います。)
*電子申請の場合も、決算終了変更届出後、所管土木事務所に**審査予約を行ってください。**
*申請日に関わらず、審査は予約の日(規定の経営事項審査日)に行います。
*補正対応、審査手数料の納付案内に御注意ください。
(案内に気付かず、納付完了等に日数を要した場合、結果通知書の送付が遅くなる場合があります。)

システムの操作方法等は、JCIP「お問い合わせ」画面から
お問い合わせいただくか、ヘルプデスクへお電話ください。
JCIPヘルプデスク 電話:0570-033-730(ナビダイヤル)

建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP) 運用開始に伴う確認書類等の見直しについて

電子申請の運用開始に伴い建設業許可・経営事項審査に関する
確認書類等について、以下のとおり見直しを行いました。

令和5年1月10日から運用を開始します。

(「建設業許可の手びき」改訂は令和5年4月を予定しています。)

見直し項目(建設業許可、経営事項審査)

- ① 原本の提出や提示を求めていた書類の取扱い
(電子申請) 原本をスキャナ等で電子化(PDF, JPEG等)し、システム添付
(原本証明不要)
(紙申請) 原本の写しを提出(提示書類は写しの提示可)
- ② 工事实績(請負実績、実務経験等)確認書類の簡素化
発注書(注文書)のみ、発注証明書のみでも可
(通帳、総勘定元帳の金額と相違ないことを抽出確認する場合があります。)
- ③ 登記上の所在地の記載取りやめ
登記上の所在地と事実上の所在地が異なる場合、申請書等は事実上の所在地のみの記載で可

見直し項目(建設業許可)

- ① 更新時等、変更がない場合の提出書類省略
前回提出時から変更ない場合、次の書類は提出を省略できることとします。
「様式第14号」、「様式第20号」(更新は除く)、「様式第20号の2」、
「様式20号の3」、「定款」
- ② チェックリストの省略
各チェックリストの記入は任意とし、提出は不要とします。

※「建設業許可・経営事項審査電子申請システム Q&A」も御参照ください。

建設業許可・経営事項審査電子申請システムURL
<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001>